

ナポレオン刑法典提案理由書：第二部「重罪または 軽罪につき、処罰される者、宥恕される者または責 任を負う者」

井上, 宜裕
九州大学大学院法学研究院：教授

<https://doi.org/10.15017/1520992>

出版情報：法政研究. 82 (1), pp. 55-64, 2015-07-27. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

ナポレオン刑法典提案理由書

— 第二部「重罪または軽罪につき、処罰される者、宥恕される者または責任を負う者」—

井上 宜裕 (訳)

訳者はしがき

一八一〇年刑法典 (第二部) 提案理由書

訳者はしがき

本資料は、一八一〇年フランス刑法典 (ナポレオン刑法典) 第二部の提案理由書 (Exposé de motifs du Livre II du Code Penal 1810)⁽¹⁾ を訳出したものである。この提案理由書は、一八一〇年二月三日の立法院 (Corps législatif) 会議において、コンセイユ・デタ評定官 (conseiller d'Etat) で政府代弁者 (orateur du gouvernement) の Le chevalier FAURE によって行われた提案理由説明の記録である。

「重罪または軽罪につき、処罰される者、宥恕される者または責任を負う者 (Des personnes punissables, excusables ou responsables, pour crimes ou pour délits)」と題するナポレオン刑法典第二部は、共犯、心神喪失・強制、年齢と責任、及び、刑事事件における民事責任に関して、以下のように規定している⁽²⁾。

・ 第五九条「重罪または軽罪の共犯者は、法律に別段の定めがある場合を除き、この重罪またはこの軽罪の正犯者自身と同じ刑罰に処せられる。」

・ 第六〇条「①贈与 (dons)、約束 (promesses)、脅迫 (menaces)、権限もしくは権力の濫用 (abus d'autorité ou de pouvoir)、犯罪的な策謀もしくはは策略 (machinations ou artifices coupables) によって、重罪または軽罪と擬律される行為を教唆した者、または、それらの行為を実行するための指示 (instructions) を与えた者は、当該行為の共犯者として処罰される。」

②武器 (armes)、道具 (instruments)、または、その他犯行に供する一切の手段を、それらが犯行に供されることになると知りつつ、提供した者も同様である。

③犯行を準備しもしくは容易にし、または、これを完遂する行為において、情を知りつつ、当該犯行の正犯者を

援助または幫助した者も同様である。但し、国家の内的または外的安全を侵害する陰謀 (complots) または煽動 (provocations) の正犯者に対して、本法が特に定める刑罰についてはこの限りでない。また、陰謀者 (conspirateurs) または煽動者 (provocateurs) の目的とした重罪が実行されなかった場合もこの限りでない。」

・第六一条「国家の安全、公共の平穩、人身または財産を侵害する略奪 (brigandages) または暴力行為 (violences) に及ぶ犯人の犯罪的行動を知りつつ、これらの者に対して、恒常的に住居 (logement)、隠れ家または集会所 (lieu de retraite ou réunion) を提供する者は、これらの者の共犯者として処罰される。」

・第六二条「重罪または軽罪によって奪取され、領得されまたは獲得された物の全部または一部につき、情を知りつつこれらを隠匿した (auront recéle) 者も、この重罪または軽罪の共犯者として処罰される。」

・第六三条「但し、前条に定められた隠匿者 (recéleurs) に対して、死刑 (peine de mort)、無期徒刑 (travaux forcés à perpétuité) または流刑 (déportation) が科されてしかるべき場合であっても、隠匿者がこれらの刑罰を科されるのは、隠匿時に、法律がこれ

ら三種の刑罰に結びつけている状況を認識していた場合のみである。この認識を欠く場合、隠匿者は、有期徒刑 (travaux forcés à temps) にしか処せられない。」

・第六四条「被告人 (prévenu) が、行為時に心神喪失状態にあつた場合、または、被告人が抵抗できない力によって強制された場合、重罪も軽罪も成立しない。」

・第六五条「いかなる重罪または軽罪も、法律が行為を宥恕しうると宣言し、または、より軽い刑罰の適用を許容する場合及び状況においてのみ宥恕され、刑が軽減される。」

・第六六条「被告人 (accusé) が、一六歳未満で、弁識能力なく (sans discernement) 行動したと決されるとき、当該被告人は無罪となる。但し、当該被告人は、状況に依じて、親へ引き渡され、または、判決が定めた年数、そこで養育されかつ拘禁されるため、少年院 (maison de correction) に収容されるが、少年院への収容年数は、対象者が満二〇歳に達する時点を超えることはできない。」

・第六七条「一六歳未満の被告人が、弁識能力をもって行動したと決されるとき、刑罰は次のように宣告される。死刑、無期徒刑または流刑が科される場合、少年院に

おける一〇年以上二〇年以下の拘禁刑が宣告される。

有期徒刑または懲役刑 (réclusion) が科される場合、これらの刑罰の一つにつき宣告された期間の三分の一以上二分の一以下の期間、少年院への収容が宣告される。これらのいずれの場合においても、被告人は、判決によって、五年以上一〇年以下の期間、高等警察 (haute police) の監視下に置かれよう。

首枷刑 (carcan) または追放刑 (bannissement) が科される場合、一年以上五年以下の期間、少年院に収容される。」

・第六八条「前条に定められるいかなる場合にも、被有罪宣告者は、晒し刑 (exposition publique) を受けない。」

・第六九条「犯罪行為者 (coupable) が軽罪刑しか科されない場合、一六歳に達していれば科されていたはずの刑罰の二分の一以下の範囲で、適切と思料される軽罪刑が宣告されよう。」

・第七〇条「無期徒刑、流刑及び有期徒刑は、判決時、満七〇歳に達しているいかなる者に対しても宣告されない。」

・第七一条「これらの刑罰は、七〇歳以上の者に対して

は、その刑期に従って、無期または有期の懲役刑に代えられる。」

・第七二条「無期または有期徒刑を宣告された者は全て、満七〇歳に達した時点で、これらの刑罰から解放され、刑期満了までの間、懲役刑のみを宣告された場合と同様に、監獄 (maison de force) に収容される。」

・第七三条「滞在中に重罪または軽罪を犯した者を二四時間以上宿泊させたと認められる宿屋の主人 (aubergistes) 及び旅籠の主人 (hôteliers) は、犯罪行為者の氏名、職業及び住所を台帳に記入しなかった場合、この重罪またはこの軽罪が何らかの損害を生じさせた者に対して、認容された原状回復 (restitutions)、損害賠償 (indemnités) 及び費用 (frais) につき民事上責任を負う。但し、民法典第一九五二条及び第一九五三条の場合における宿屋の主人及び旅籠の主人の責任はこの限りでない。」

・第七四条「重罪、軽罪または違警罪事件において生じうるそれ以外の民事責任については、これらの事件が係属する法院及び裁判所は、民法典第三部第四編第二章の規定に従う。」

このように、一八一〇年刑法典第二部には、フランス刑

資料
法の根幹をなす重要な規定が多く含まれており、とりわけ、
共犯の処罰根拠と共犯処罰の射程⁽³⁾や、年齢と責任の関係⁽⁴⁾、

さらに、高齢者に対する寛刑措置等⁽⁵⁾の点は、比較法的に見ても大変興味深い。本理由書を通して、上記各規定に関する立法者意思を解析し、立法当初のフランス刑法の立場を明らかにすることは、わが国で上記諸点を検討する際の有益な示唆をもたらすであろう。

なお、本理由書の項目番号に対応した概要を挙げると次のようになる。

- 1 本法案の主題
- 2 共犯に関する前法の欠缺補充
- 3 共犯に関する一般原則の定立
- 4 共犯の射程の拡大―犯人に対する宿泊場所または集会所の提供
- 5 物の隠匿による共犯と加重事情の借用制限
- 6 心神喪失及び強制における故意の否定
- 7 宥恕事由の法定による恣意性の排除
- 8 年齢が刑罰の種類及び期間に及ぼす影響―弁識能力がない場合
- 9 同上―弁識能力がある場合
- 10 高齢者に対して宣告される刑罰の軽減

- 11 有罪宣告後の寛刑年齢への到達
- 12 高齢者をめぐる規定の前法との比較
- 13 宿屋及び旅籠の主人の民事責任
- 14 結論

以下、本理由書を翻訳して紹介する。

一八一〇年刑法典（第二部）提案理由書
(Exposé de motifs du Livre II du Code
Pénal 1810)

1 皆さん、あなた方は、先の会議で、犯罪と刑罰に関する新法典の基礎をなす、刑法体系について提案理由の説明をお聞きになりました。

それが第一部の対象でした。

我々は、陛下から、今日あなた方に第二部を示すよう仰せつかりました。この第二部は、個別事例の適用を容易にし、また、個別事例から生じうる多くの困難を避けるための一般規定を含んでいます。

第二部は、重罪または軽罪について、共犯者、及び、宥恕されまたは責任を負う者を特に扱います。

2 一七九一年刑法典は、重罪の共犯者についてしか定め

ておらず、同年に成立した軽罪 (délits de police correctionnelle) に関する法律は共犯については何ら触れていません。理性に裏付けられた方法を採用した結果、前者によって確立された原則は後者にも共通のものとなりました。

本法典が対象としているのは重罪の処罰だけではありません。軽罪の処罰も本法典の規定の対象であつて、共犯に関する規定は、重罪にも軽罪にも適用されます。本法典の表現それ自体からして、この点に関するわずかな疑念も生じえないでしょう。

3 本法典が定めているのは、まず、一般原則として、重罪または軽罪の共犯者は、当該犯罪の正犯者と同じ刑で罰せられるということです。しかしながら、この原則には、非常に稀ではあつてもいくつかの例外が伴いうるため、本法典は、法律の規定の帰結である限りにおいて、これらの例外を許容します。これらの例外は、通常、それが必要と考えられる事例に関する規定の中に見出されるでしょう。

4 本法典によって与えられる共犯の定義は、一七九一年法の定義とほぼ同じです。共犯の定義は、当該手段が犯行に供されることになると知りつつ、その手段によって犯行を準備しまたは容易にしたと認められるあらゆる者に適用

されます。

教唆がなされ、指示が与えられ、武器が提供されれば、その手段は重要ではありません。まさにこれと同じ考え方から、本法典は、一七九一年法には全く存在しなかったある規定を追加します。本法典は、犯人の犯罪的行動を知りつつ、これらの者に対して、恒常的に自らの下へ宿泊させまたは、恒常的にそこに集まることを容認する者が共犯者とされ、そのようなものとして処罰されることを望んでいます。というのも、この宿泊または集会場所の提供者は、これらの者が犯罪のみを糧として生きていることを知らない訳ではない以上、自らが提供した隠れ家が彼らの犯罪計画の実行を容易にする一手段であることを認めざるをえないからです。同じ考え方は、盗品の隠匿者にも当てはまります。

5 永らく経験的に要請されており、新法典によって確立されたある区別に注目してみましょう。盗罪が有期刑の対象にしかならない場合、その有期刑がいかに厳しいものであつても、隠匿者は同じ刑罰を受けなければなりません。盗品の隠匿者は、それが盗罪から生じた物であると知りつつ、受領することを望んだ以上、このリスクを負ったのです。しかし、当該重罪が死刑またはその他の無期刑を科さ

れるほどに重い事情を伴う場合、隠匿時にこれらの事情を隠匿者が認識していたとしたら、非常に大きなリスクを伴って盗品を引き受けるよりも、これを受け取らない方を選ぶと考えることができるでしょう。従って、このような場合、隠匿者に重罪の正犯者と同じ刑罰を宣告するためには、隠匿者が、盗品を受領するに際して、果実である盗品を生じさせた重罪の重大さの全てを認識していたという確信を要求するのが妥当です。この確信を欠く場合、法律の峻厳さは、隠匿者に対して、有期刑の内、最も重い刑を宣告するのを限度としなければなりません。新法典はかく決めるのです。このような思慮深い区別がなかったので、しばしば、隠匿者は不処罰になるという事態が生じました。あまりの厳しさ故に不当と思われるような刑罰を科さないようにするため、隠匿者は共犯とならないとの宣告がなされました。

6 正犯であれ、共犯であれ、あらゆる被告人に共通する別の原則があります。それは、行為時に心神喪失状態にあった者、または、最も激しい抵抗にもかかわらず力に屈せざるをえなかった者は有責と宣告されえないというものです。全ての重罪または軽罪は、行為 (*fact*) と意図 (*intention*) から構成されます。ところで、上で述べた二

つの場合には、被告人の側にいかなる犯罪的意図も存在しえなかったのです。なぜなら、前者は精神的な質 (*qualités morales*) を享受しておらず、後者については、もっぱら強制が物理力の行使 (*emploi de ses forces physiques*) を支配していたからです。

7 この規定の後に、本法典は、法律自体が行為を宥恕可能と規定しない限り、いかなる宥恕も認められえないということを念押ししています。この原理は、既に、治罪法典第三三九条で承認されているものです。

本法典は、法律が明文で許容している場合を除いて、いかなる刑罰も軽減されえないことも付け加えます。

常に変わりやすくしばしば盲目的な人の熱情が、法律の確固たる普遍の意思に置き換えられるとすれば、それは恣意性によつてです。これらの二つの規定は、この恣意性の排除を目的としています。

8 本法典は、続いて、被有罪宣告者の年齢が刑罰の種類及び期間に与える影響について定めています。

本法典は、まず、行為時に、一六歳に達していなかった者について扱います。この年齢層の被告人に対して想起されるのは、被告人 (*accusé*) が弁識能力をもって犯行に及んだかという問いが吟味されなければならないと定めた、

治罪法典第三四〇条です。本法典の諸規定は、この吟味の結果に依じて、命じられなければならない事項を決めています。弁識能力がなかったとされた場合、被告人は当然、無罪とされなければなりません。というのも、被告人に対して重罪につき有責と宣告しつつ、同時に、被告人が非難を向けられている事柄は彼によって弁識能力なくなされたものであると述べるのは矛盾だからです。従つて、判事は、被告人に対して無罪を宣告するでしょう。しかし、誰かが被告人の行動を監督するための何らの措置を取ることもなく、彼を社会に戻すことは判事にはできないでしょう。判事は、被告人の親が十分に信頼できると思料すれば、被告人を親に引き渡し、そうでなければ、自らの定める期間、被告人を収容するという選択肢をもつこととなります。この拘禁は、刑罰ではなく、諸々の状況から被告人の矯正を家族に委ねることが許されない場合に、家庭内での矯正 (correction) を補充する一手段です。この拘禁の期間は、満二〇歳に達した時点を決して超えることはできないでしょう。これらの制限によつて、必要な場合、判事が相応の予防策を講じるのに十分な時間間隔が確保されます。

9 しかし、犯行は弁識能力をもつてなされたとの決定が下される場合、もはや矯正は問題となりません。即ち、宣

告されなければならないのは刑罰です。とはいへ、この刑罰は、体刑 (peine afflictive) でもなければ、加辱刑 (peine infamante) でもないでしょう。本法が前提としてゐるのは、犯罪行為者は、自ら悪事を行うことを十分知っていたとしても、未だ自らが犯した罪過 (faute) の射程を全て自覚し、科されようとしている刑罰の厳しさを完全に理解できる状態にはないということです。本法は、この者が有益な市民になりうると期待しているのであつて、決してこの者に烙印を押すことは望みません。本法は、この者に有利なように、体刑を軽罪刑に減輕します。また、本法は、決してこの者を大衆の目にさらすことはしません。最後に、本法は、若年を考慮して、この者を寛容に扱い、敢えてこの者自身の後悔 (remords) に委ねることに同意します。

これらの刑罰の期間について、被有罪宣告者が仮に一六歳以上であれば科されたはずの刑罰との比較において確立された比率に関しては、各条の読会によつて十分認識されるでしょうから、詳細に立ち入るのは控えます。それに、その詳細は一七九一年法と一致しています。

10 未熟さが罪過を軽減する年齢について、本法の示す寛容さを見てきましたが、次に、人生の他の時期、即ち、非

常に厳しい刑罰にもはや体力的に耐えきれないと推定される時期に対して、本法が示す思いやりについてお伝えしましょう。本法は、この時期を七〇歳と定めます。判決時にこの年齢に達した者は、無期徒刑も、流刑も、さらには有期徒刑も宣告されなければいけません。判事は、この者に対して、七〇歳代に達していなければ科されたはずの刑の期間、懲役刑を宣告するでしょう。

11 有罪宣告後によく七〇歳に達する場合、ここでもこの者が宣告された刑罰に懲役刑が取って代わらなければならず、この者は、判決が定めた期間の満了までこの新たな刑罰に服するでしょう。

しかしながら、先の事例は、無期または有期徒刑を宣告された者のみに関わるということに注意しましょう。流刑が宣告された者に関して、この者がフランス本土外に移送され、政府によって定められた場所に定住した後にはじめて七〇歳になる場合、この新たな状況によって生じる減輕が彼にとって望まれるものでないのはたやすく理解できません。また、帰還の唯一の帰結が無期懲役である以上、彼がこの帰還に十分なメリットを見出さないのであることも理解するのは容易です。

12 憲法制定議会 (Assemblée Constituante) によって

採択された方法と今時提案されている方法を比較すると、いくつかの相違点が見えてきます。一七九一年法によれば、七〇歳代の者の待遇が緩和されるためには、対象者が七五歳に達していなければなりません。その際、刑期が五年に縮減されます。ここでは、刑の軽減は、期間についてのみでした。罰の種類においてはいかなる軽減も行われません。重罪が鎖刑 (cage) を含む場合、犯罪行為者は、期間の短縮を除けば、いかなる年齢であってもこの刑罰を受けなければなりません。

皆さん、我々は、刑罰の期間に何ら変更を加えることなく、高齢者の状態に一層適合する懲役に置き換えるのがより適切であろうと考えました。徒刑は、大部分の七〇歳代の者にとってあまりにも厳しいでしょう。懲役は事情が異なります。本法の目的が、もっと若い他の犯罪行為者よりも、七〇歳の犯罪行為者を社会に戻すことであるはずもなく、また、労役及び過度の疲労による対象者の死亡を回避することがもつぱら問題となることから、ここで提案されている方法が選ばれたのです。

13 我々に残っているのは、刑法典がその規定の中で承認しなければならぬ責任の一種、即ち、宿泊させた者の氏名、職業及び住所を台帳に記入しなかった宿屋の主人及び

旅籠の主人の責任について語ることです。

これらの宿泊者が滞在中に重罪または軽罪を犯した場合、宿屋の主人及び旅籠の主人は、そこから生じた全ての損害につき責任を負うでしょう。宿屋の主人及び旅籠の主人は、賢明な警察がいついかなるときも命じた、有効な予防策を取らなかった点で責任を問われるのです。彼らがこの責任に服するのは、自らの施設に受け入れた犯罪行為者がここで二四時間以上過ごしたときだけだということを忘れてはなりません。犯罪行為者の滞在期間がいかに短かろうとも、彼らに刑罰を適用するのは、あまりにも厳しすぎるし、不当ですらあるでしょう。ある旅人が旅籠に数時間だけ滞在し、同様に長くない時間そこに留まる他の旅人に譲るため姿を消す場合、たいていは、最初の者についても、これに続く者についても、法律によって要求される全ての形式を充足するのは不可能でしょう。旅籠の主人が責任を負わなければならないのは、彼の目の届く範囲のものについてのみです。しかし、彼の宿泊させた者が二四時間経過後にその施設を立ち去った場合、義務を果たさないことは許されません。

この責任は、ナポレオン法典によって定められるさまじきまな場合に付け加わります。ここでは、この法典の第一三

八四条を想起させるに止めておきましょう。同条は、自らの行為によって生じた損害のみならず、自己が責任を負わなければならない者の行為によって生じたまたは自己の管理下にある物から生じた損害についても責任を負う旨規定しています。本条以下で規定される特殊な場合は、刑法典のこの部の補遺としての役割を担うでしょう。

14 皆さん、あなた方を仰ぐ本法案が扱って立つ理由は以上のとおりです。本法案が含んでいる改正点は、法律の改良に寄与しうる全てのものに陛下が示す絶え間ない心配りを改めて証明しているということに、あなた方はおそらく気づくでしょう。

(1) LOCRÉ LE BARON, La législation civile, commerciale et criminelle de la France, ou commentaire et complément des codes français, tome 29^e, 1831, pp.260 et ss.

(2) LOCRÉ, op.cit.note.1, pp.243 et ss. 一八一〇年刑法典第二部の条文については、中村義孝『ナポレオン刑事法典資料集成』(二〇〇六年・法律文化社)一七三頁以下も参照。

(3) フランス共犯論の概略については、井上宜裕「犯罪性借用説と責任主義」清和法学研究一〇巻二号(二〇〇三

年) 四九頁以下等参照。

(4) フランスにおける年齢と責任の関係については、井上宜裕「フランスにおける弁識能力と年齢―犯罪少年に関する一九四二年七月二七日の法律を素材として―」浅田和茂他編『自由と安全の刑事法学―生田勝義先生古稀祝賀論文集』(二〇一四年・法律文化社) 二八四頁以下参照。

(5) フランスの高齢者犯罪の動向については、安田恵美「高齢者犯罪における所得保障制度の犯罪予防的役割の重要性―フランスにおける高齢者犯罪の動向と高齢者に対する所得保障の発展の関係を素材に―」(一)・(二・完)「市大法学雑誌五六卷三・四号(二〇一〇年)五七〇頁以下、同五七卷一号(二〇一〇年)一〇二頁以下参照。